



長崎県公報

目 次

◎ 条 例	所管課(室)名
○長崎県税条例の一部を改正する条例	税 務 課
◎ 規 則	
○長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則	税 務 課
◎ 訓 令	
○長崎県税取扱規程の一部改正	税 務 課

条 例

長崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第28号

長崎県税条例の一部を改正する条例

長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第59条 次に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。以下同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令で定めるものをいう。）を除く。以下同じ。）</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められる</p>	<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第59条 次に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。以下同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令で定めるものをいう。）を除く。以下同じ。）</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められる</p>

エネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令で定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）が2.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

エネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令で定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成30年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成

<p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>オ 略</p> <p>2 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令</p>	<p>21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの</p> <p>(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>2 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの</p> <p>(ア) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</p> <p>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>ウ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令</p>
--	---

で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

ウ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上である

で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上である

こと。

エ 略

3 略

附 則

1～17 略

(不動産取得税の税率の特例)

18 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第26条の規定にかかわらず、100分の3とする。

19～24 略

25 自家用の乗用車に対する第59条第2項及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(自動車税の種別割の税率の特例)

26 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下同じ。)、天然ガス自動車(同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。以下同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。以下同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。以下同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第62条の規定の適用については、別表第5中別表第2(その1)に掲げる税率の項、別表第2(その2)に掲げる税率の項、別表第2(その3)に掲げる税率の項、別表第2(その4)に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第26項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成22年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車
で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの
初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

27 次に掲げる自動車に対する第62条の規定の適用については、当該自動車
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2(その1)に掲げる税率の項、別表第2(その2)に掲げる税率の項、別表第2(その3)に掲げる税率の項、別表第2(その4)に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第27項に規定す

こと。

ウ 略

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 略

附 則

1～17 略

(不動産取得税の税率の特例)

18 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第26条の規定にかかわらず、100分の3とする。

19～24 略

25 自家用の乗用車に対する第59条第2項及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(自動車税の種別割の税率の特例)

26 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下同じ。)、天然ガス自動車(同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。以下同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。以下同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。以下同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第62条の規定の適用については、別表第5中別表第2(その1)に掲げる税率の項、別表第2(その2)に掲げる税率の項、別表第2(その3)に掲げる税率の項、別表第2(その4)に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第26項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成20年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車
で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの
初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

27 次に掲げる自動車に対する第62条の規定の適用については、当該自動車
が平成31年4月1日(自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。))にあっては令和元年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2

る税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下「平成30年天然ガス車基準」という。）に適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令で定めるもの

(3)～(6) 略

28 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第62条の規定の適用については、当該自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2（その1）に掲げる税率の項、別表第2（その2）に掲げる税率の項、別表第2（その3）に掲げる税率の項、別表第2（その4）に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第28項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1)及び(2) 略

29 附則第27項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車に対する第62条の規定の適用については、当該自家用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2（その1）に掲げる税率の項、別表第2（その2）に掲げる税率の項、別表第2（その3）に掲げる税率の項、別表第2（その4）に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第27項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

30 次に掲げる自動車（自家用の乗用車を除く。）に対する第62条の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2（その1）に掲げる税率の項、別表第2（その2）に掲げる税率の項、別表第2（その3）に掲げる税率の項、別表第2（その4）に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第27項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める

（その1）に掲げる税率の項、別表第2（その2）に掲げる税率の項、別表第2（その3）に掲げる税率の項、別表第2（その4）に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第27項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令で定めるもの

(3)～(6) 略

28 次に掲げる自動車に対する第62条の規定の適用については、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車にあっては令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2（その1）に掲げる税率の項、別表第2（その2）に掲げる税率の項、別表第2（その3）に掲げる税率の項、別表第2（その4）に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第28項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1)及び(2) 略

窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

31 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用があるものを除く。）に対する第62条の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2（その1）に掲げる税率の項、別表第2（その2）に掲げる税率の項、別表第2（その3）に掲げる税率の項、別表第2（その4）に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第28項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エ

エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

32及び33 略

34 附則第32項の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料とする電力併用自動車を除く。）のうち、附則第26項各号に掲げるものに対する当該各号に掲げる年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る附則第32項の適用については、別表第6中別表第2（その1）に掲げる税率の項及び別表第2（その3）に掲げる税率の項における同表標準税率欄に掲げる字句は、同表附則第26項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

35及び36 略

別表第5（附則第26項—附則第31項関係）

区分		本則税率 (円)	附則第26 項に規定 する税率 (円)	附則第27 項に規定 する税率 (円)	附則第28 項に規定 する税率 (円)
別表第 2（そ の1） に掲げ る税率	乗用車	略			
	略	自家用	25,000	略	略
		30,500			
		36,000			
		43,500			
		50,000			
		57,000			
		65,500			
		75,500			
		87,000			
110,000					
略		略			
略		略			

29及び30 略

31 附則第29項の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料とする電力併用自動車を除く。）のうち、附則第26項各号に掲げるものに対する当該各号に掲げる年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る附則第29項の適用については、別表第6中別表第2（その1）に掲げる税率の項及び別表第2（その3）に掲げる税率の項における同表標準税率欄に掲げる字句は、同表附則第26項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

32 附則第29項の適用を受ける自動車のうち、附則第27項各号に掲げるものに対する附則第29項の適用については、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、別表第6中別表第2（その1）に掲げる税率の項及び別表第2（その3）に掲げる税率の項における同表標準税率欄に掲げる字句は、同表附則第27項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

33 附則第29項の適用を受ける自動車のうち、附則第28項各号に掲げるものに対する附則第29項の適用については、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、別表第6中別表第2（その1）に掲げる税率の項及び別表第2（その3）に掲げる税率の項における同表標準税率欄に掲げる字句は、同表附則第28項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

34及び35 略

別表第5（附則第26項—附則第28項関係）

区分		本則税率 (円)	附則第26 項に規定 する税率 (円)	附則第27 項に規定 する税率 (円)	附則第28 項に規定 する税率 (円)
別表第 2（そ の1） に掲げ る税率	乗用車	略			
	略	自家用	25,000	33,900	略
		30,500	39,600		
		36,000	45,400		
		43,500	51,700		
		50,000	58,600		
		57,000	66,700		
		65,500	76,400		
		75,500	87,900		
		87,000	101,200		
110,000	127,600				
略		略			
略		略			

別表第6 (附則第32項—附則第34項関係)

区分		標準税率 (円)	附則第26 項に規定 する税率 (円)
別表第 2 (そ の1) に掲げ る税率	総排気量が1 リットル以下 のもの	29,500	33,900
	総排気量が1 リットル以下 のもの	34,500	39,600
	総排気量が 1.5リットル を超え、2リ ットル以下の もの	39,500	45,400
	総排気量が2 リットルを超 え、2.5リッ トル以下のも の	45,000	51,700
	総排気量が 2.5リットル を超え、3リ ットル以下の もの	51,000	58,600
	総排気量が3 リットルを超 え、3.5リッ トル以下のも の	58,000	66,700
	総排気量が 3.5リットル を超え、4リ ットル以下の もの	66,500	76,400
	総排気量が4 リットルを超 え、4.5リッ トル以下のも の	76,500	87,900
	総排気量が 4.5リットル を超え、6リ ットル以下の もの	88,000	101,200
	総排気量が6 リットルを超 えるもの	111,000	127,600
別表第 2 (そ の3) に掲げ る税率	総排気量が1 リットル以下 のもの	23,600	27,100
	総排気量が1 リットルを超 え、1.5リッ トル以下のも の	27,600	31,700
	総排気量が 1.5リットル を超え、2リ ットル以下の もの	31,600	36,300
	総排気量が2 リットルを超 え、2.5リッ トル以下のも の	36,000	41,400
	総排気量が 2.5リットル を超え、3リ ットル以下の もの	40,800	46,900

別表第6 (附則第29項—附則第33項関係)

区分		標準税率 (円)	附則第26 項に規定 する税率 (円)	附則第27 項に規定 する税率 (円)	附則第28 項に規定 する税率 (円)
別表第 2 (そ の1) に掲げ る税率	総排気量が1 リットル以下 のもの	29,500	33,900	<u>7,500</u>	<u>15,000</u>
	総排気量が1 リットル以下 のもの	34,500	39,600	<u>9,000</u>	<u>17,500</u>
	総排気量が 1.5リットル を超え、2リ ットル以下の もの	39,500	45,400	<u>10,000</u>	<u>20,000</u>
	総排気量が2 リットルを超 え、2.5リッ トル以下のも の	45,000	51,700	<u>11,500</u>	<u>22,500</u>
	総排気量が 2.5リットル を超え、3リ ットル以下の もの	51,000	58,600	<u>13,000</u>	<u>25,500</u>
	総排気量が3 リットルを超 え、3.5リッ トル以下のも の	58,000	66,700	<u>14,500</u>	<u>29,000</u>
	総排気量が 3.5リットル を超え、4リ ットル以下の もの	66,500	76,400	<u>17,000</u>	<u>33,500</u>
	総排気量が4 リットルを超 え、4.5リッ トル以下のも の	76,500	87,900	<u>19,500</u>	<u>38,500</u>
	総排気量が 4.5リットル を超え、6リ ットル以下の もの	88,000	101,200	<u>22,000</u>	<u>44,000</u>
	総排気量が6 リットルを超 えるもの	111,000	127,600	<u>28,000</u>	<u>55,500</u>
別表第 2 (そ の3) に掲げ る税率	総排気量が1 リットル以下 のもの	23,600	27,100	<u>6,000</u>	<u>12,000</u>
	総排気量が1 リットルを超 え、1.5リッ トル以下のも の	27,600	31,700	<u>7,000</u>	<u>14,000</u>
	総排気量が 1.5リットル を超え、2リ ットル以下の もの	31,600	36,300	<u>8,000</u>	<u>16,000</u>
	総排気量が2 リットルを超 え、2.5リッ トル以下のも の	36,000	41,400	<u>9,000</u>	<u>18,000</u>
	総排気量が 2.5リットル を超え、3リ ットル以下の もの	40,800	46,900	<u>10,500</u>	<u>20,500</u>

総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの	46,400	53,300		
総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	53,200	61,100		
総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	61,200	70,300		
総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの	70,400	80,900		
総排気量が6リットルを超えるもの	88,800	102,100		
総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの	46,400	53,300	<u>12,000</u>	<u>23,500</u>
総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	53,200	61,100	<u>13,500</u>	<u>27,000</u>
総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	61,200	70,300	<u>15,500</u>	<u>31,000</u>
総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの	70,400	80,900	<u>18,000</u>	<u>35,500</u>
総排気量が6リットルを超えるもの	88,800	102,100	<u>22,500</u>	<u>44,500</u>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(自動車税に関する経過措置)
- この条例による改正後の長崎県税条例（以下「新条例」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

規 則

長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第51号

長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県税条例施行規則（昭和47年長崎県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(条例第35条の規定に該当する競技会又はゴルフ場の承認等)</p> <p>第23条 条例第35条第1号の規定に該当する競技会（以下この条及び次条において「軽減税率適用競技会」という。）として承認を受けようとする軽減税率適用競技会の主催者及び同条第2号の規定に該当するゴルフ場（以下この条において「軽減税率適用ゴルフ場」という。）として承認を受けようとするゴルフ場の特別徴収義務者は、承認を受けようとする日前7日までに、振興局長に申請書を提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(環境性能割の減免)</p> <p>第39条 条例第66条第1項第1号に規定する自動車の取得に</p>	<p>(条例第35条の規定に該当する競技会又はゴルフ場の承認等)</p> <p>第23条 条例第35条第1号の規定に該当する<u>公式練習及び同条第2号の規定に該当する</u>競技会（以下この条及び次条において「軽減税率適用競技会」という。）として承認を受けようとする軽減税率適用競技会の主催者<u>並びに同条第3号の規定に該当する</u>ゴルフ場（以下この条において「軽減税率適用ゴルフ場」という。）として承認を受けようとするゴルフ場の特別徴収義務者は、承認を受けようとする日前7日までに、振興局長に申請書を提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(環境性能割の減免)</p> <p>第39条 条例第66条第1項第1号に規定する自動車の取得に</p>

対しては、災害により滅失又は損壊した自動車に代わるものとして、災害の日から3月以内に取得した自動車に係る環境性能割額から当該災害の直前における当該滅失又は損壊した自動車の価額に環境性能割の税率を乗じて得た額を減額する。

2～4 略

別表（第54条関係）

根拠条項	様式名	様式番号
略		
法第20条の10	略	
	自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用) 交付請求書	略
	納税証明書交付申請書(競争入札参加資格審査申請用)	様式第3号の3
略		
条例第5条第1項	申告等に関する期限延長申請書	略
	申告等に関する期限延長許可・棄却通知書	略
略		
条例第23条	個人事業開業・廃業・休業・変更届出書	略
	略	
略		

対しては、災害により滅失又は損壊した自動車に代わるものとして、災害の日から1月以内に取得した自動車に係る環境性能割額から当該災害の直前における当該滅失又は損壊した自動車の価額に環境性能割の税率を乗じて得た額を減額する。

2～4 略

別表（第54条関係）

根拠条項	様式名	様式番号
略		
法第20条の10	略	
	自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用) 交付請求書	略
略		
条例第5条第1項	納期限延長申請書	略
	納期限延長許可・棄却通知書	略
略		
条例第23条	個人事業開業・廃業・休業届出書	略
	略	
略		

様式第3号中「(法人の場合は、実印を押印してください。)」及び「㊟」を削る。

様式第3号の2中「㊟」及び「㊞」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第3号の3

納 税 証 明 書 交 付 申 請 書 (競争入札参加資格審査申請用)

長

あて

年 月 日

【代理人記入欄】

代理人の方のみ記入してください。
住所
氏名
生年月日
電話番号
納税者との関係

住所 (所在地)	
(フリガナ) 氏 名 又 は 法 人 名 及 び 代 表 者 氏 名	
生 年 月 日	
電 話 番 号	

* 代理人の方が請求される場合は委任状が必要な場合があります。

※ 未納の税額がないことの証明については、他の証明書類にて対応させていただく場合がございますのでご了承ください。
 ※ 特に、郵送で請求される場合は、未納の税額がないことの証明の対応の可否、手数料の金額及び支払方法等について、請求前に担当部署にご確認ください。

下記のとおり、競争入札参加資格審査申請のため納税証明書の交付を申請します。

記

証明書の種類	<input type="checkbox"/> 納税証明(都道府県)	<input type="checkbox"/> 納税証明(市区町村)	<input type="checkbox"/> 未納の税額がない証明(都道府県・市区町村)	<input type="checkbox"/> 滞納処分を受けたことがない証明(都道府県・市区町村)
証明を受けようとする税目 (該当する税目にレ印を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 法人道府県民税 <input type="checkbox"/> 法人事業税及び特別法人事業税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 自動車税 <input type="checkbox"/> (東京23区)固定資産税・都市計画税 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 個人市町村民税及び個人道府県民税 <input type="checkbox"/> 法人市町村民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 <input type="checkbox"/> その他()		
証明を受けようとする地方税等の年度	年度分 自 年 月 日 至 年 月 日 年度分 自 年 月 日 至 年 月 日 年度分 自 年 月 日 至 年 月 日	年度分 自 年 月 日 至 年 月 日 年度分 自 年 月 日 至 年 月 日 年度分 自 年 月 日 至 年 月 日		
証明を受けようとする事項	・ 納付すべき税額 ・ 納付済額 ・ 未納税額	・ 納付すべき税額 ・ 納付済額 ・ 未納税額	未納の税額がないこと	次の期間について、滞納処分を受けたことがないこと 自 年 月 日 至 年 月 日
証明書の申請枚数	枚	枚	枚	枚

備考(その他)	
---------	--

※担当部署記載欄

納税証明(都道府県)	税目数	年度	枚	円	合計	確認者	領収担当者印
納税証明(市区町村)	税目数	年度	枚	円	〔内 現金 円〕		
未納の税額がない証明			枚	円			
滞納処分を受けたことがない証明			枚	円	円		
<input type="checkbox"/> 本人確認	本人確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 官公庁発行の身分・資格証明書(顔写真真付)〔 〕					確認者	

様式第4号中「証明書の使用目的」を削り、「期別（月）・事業年度分」を「事業年度・所得年・課税番号等」に改める。

様式第5号の2中「証明書の使用目的」を削る。

様式第9号中「納期限延長申請書」を「申告等に関する期限延長申請書」に、「納期限」を「申告又は納期限」に、「延長納期限」を「延長期限」に改め、「㊦」を削る。

様式第9号の2中「納期限延長」を「申告等に関する期限延長」に、「納期限」を「申告又は納期限」に、「延長納期限」を「延長期限」に改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号

相続人代表者指定(変更)届出書						
				年 月 日		
あて 相続人代表者 住(居)所(所在地) 氏名(名称) 法 人 番 号 <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/>						
下記のとおり相続人の代表者を指定(変更)しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。						
被相続人	死亡時住(居)所					
	氏名		死 亡 年月日	年 月 日		
相続人	氏名 (名称)		住 (居) 所 (事務所・事業所の所在地)	被相続人 との続柄	相続分	
	代表者	<input style="width: 100%; height: 40px;" type="text"/>		<input style="width: 100%; height: 40px;" type="text"/>	<input style="width: 100%; height: 40px;" type="text"/>	
	法人番号					<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>
	代表者以外	法人番号		<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>		<input style="width: 100%; height: 40px;" type="text"/>
		<input style="width: 100%; height: 40px;" type="text"/>		<input style="width: 100%; height: 40px;" type="text"/>		
		法人番号		<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>		
		<input style="width: 100%; height: 40px;" type="text"/>		<input style="width: 100%; height: 40px;" type="text"/>		
		法人番号		<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>		
		<input style="width: 100%; height: 40px;" type="text"/>		<input style="width: 100%; height: 40px;" type="text"/>		
		法人番号		<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>		
<input style="width: 100%; height: 40px;" type="text"/>		<input style="width: 100%; height: 40px;" type="text"/>				
備考	<input style="width: 100%; height: 40px;" type="text"/>					

注 相続人欄は、それぞれの相続人が署名をしてください。
 相続人が個人の場合、個人番号の記載は不要です。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第12号中「㊟」を削る。

様式第23号及び様式第23号の2中「印」を削る。

様式第29号中「㊟」を削る。

様式第30号の3及び様式第30号の4中「印」を削る。

様式第34号中

納 税 者	住 所	
	氏名又は名称 (代表者氏名)	㊟
	生 年 月 日 (設立年月日)	年 月 日
	個人番号又は 法 人 番 号	右づめでご記入ください

を

納 税 者	住 所	
	氏名又は名称 (代表者氏名)	
	生 年 月 日 (設立年月日)	年 月 日
	個人番号又は 法 人 番 号	右づめでご記入ください

に改める。

様式第34号の2中

納税者 又は 特別徴収 義務者	住所 (所在地)	
	氏名又は名称 (代表者氏名)	㊟
	個人番号又は 法人番号	右づめでご記入ください
	電話番号	
	生年月日 (設立年月日)	年 月 日

を

納税者 又は 特別徴収 義務者	住所 (所在地)	
	氏名又は名称 (代表者氏名)	
	個人番号又は 法人番号	右づめでご記入ください
	電話番号	
	生年月日 (設立年月日)	年 月 日

に改める。

様式第35号の2中

納 税 者	住 所	
	氏名又は名称 (代表者氏名)	㊟
	個人番号又は 法 人 番 号	右づめでご記入ください
	電 話	
	生年月日 (設立年月日)	年 月 日

を

納 税 者	住 所	
	氏名又は名称 (代表者氏名)	
	個人番号又は 法 人 番 号	右づめでご記入ください
	電 話	
	生年月日 (設立年月日)	年 月 日

に改める。

様式第40号、様式第45号、様式第48号及び様式第48号の2中「㊟」を削る。

様式第48号の3及び様式第48号の4中「㊟」を「㊞」に改める。

様式第48号の5中「㊟」を削る。

様式第48号の6及び様式第48号の7中「㊟」を「㊞」に改める。

様式第49号の3(表)中「従って、2期分については、納税の通知は行いません。」を「2期分は11月上旬に

納付書を送付します。」に改め、

「・納付済通知書の送付

口座振替の方法により納付されたときは、左記の金融機関の預貯金通帳で確認することができます。また、納付済通知書については、1期分と2期分を合算したものを12月中旬頃に送付します。 を削る。

・納付場所

様式第61号の6及び様式第61号の7中「㊤」を削る。

様式第69号及び様式第70号を次のように改める。

様式第69号

通知年月日：

知事 あて

法人 県 民 税 に係る課税標準額等の通知について

このことについて、次のとおり通知します。

法人番号	変更前()						
(フリガナ)							
法人名							
主たる事務所等の所在地							
事業年度	から	申告期限の延長月数					
	まで						
連結区分	事業税	月					
	県民税	月					
事業年度区分	災害等延長の申告期限	まで					
法人区分	法第72条の	適用					
資本金の額又は出資金の額	資本の額及び資本準備金の額の合計額	円					
資本金等の額		円					
税務官署の日の	税務官署の分	減額更正の理由					
法人税申告日	税務官署の分						
申告処理日	申告処理区分						
税務官署							
課税標準等の総額	所得割	年400万円以下	円	重加算金	対象所得	円	
		年400万円超年800万円以下	円		対象付加額	円	
		年800万円超	円		対象資本金額	円	
		計	円		対象収入金額	円	
		軽減税率不適用法人の金額	円		対象所得	円	
	業税	付加価値割	円		対象付加額	円	
		資本割	円		対象資本金額	円	
		収入割	円		対象収入金額	円	
		(使途秘匿金税額等)	円		過少申告加算税額	円	
		法人税割	円		無申告加算税額	円	
(非PE分)		円	重加算税額	円			
	差引所得に対する法人税額	円	重加算税対象所得金額	円			
分割基準	種類	内訳	総数				
		法人事業税					
		法人 都道府県民税	人	人			
関係都道府県の事務所所在地			分割都道府県数				
その他の	外国の法人税等の額の控除額	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	円	仮装経理	対象所得金額	円	
		都道府県民税分	円		対象付加額	円	
		市町村民税分	円		対象付加額	円	
		(個別)控除対象所得税額等相当額の控除額の総額	円		対象資本等	円	
		都道府県民税分	円		対象収入金額	円	
		市町村民税分	円		対象法人税額	円	
	補正後の従業員数の総数	人	軌道又は鉄道の売上高とその他部門の売上高	円	租税条約	対象所得金額	円
	都道府県民税分	人	軌道又は鉄道の売上高	円		特定寄附金の合計額	円
市町村民税分	人	その他部門の売上高	円	欠損事業年度の所得金額(欠損金額)	円		
備考							

連絡先：

電話番号：
課税番号：

様式第70号

通知年月日:

長あて

市町村民税法人税割に係る課税標準額等の通知について

このことについて、次のとおり通知します。

法人番号	変更前()						
(フリガナ)							
法人名							
主たる事務所等の所在地							
本都道府県における主たる事務所等の所在地							
事業年度	から	法人税申告期限	月	資本金の額又は		円	
	まで	延長の申告期限	まで	資本金の額又は出資金の額		円	
連結区分		事業年度区分		資本金の額及び資本準備金の額の合計額		円	
法人区分						資本金等の額	円
税務官署の月日		税務官署の区分		減額更正の理由			
法人税申告月日		税務官署の区分					
申告処理月日		申告処理区分					
税務官署							
(使途秘匿金税額等)	円	重加算金	対象所得	円			
法人税割	円		対象付加額	円			
(非PE分)	円	外国の法人税等の額の控除額	対象資本	円			
差引所得に対する額	円		対象収入金額	円			
仮装経理に基づく法人税額等	円	外国の法人税等の額の控除額	控除外国税額の総額	円			
租税条約対象法人税額	円		(個別)控除対象所得税額等相当額の控除額の総額(市町村分)	円			
特定寄附金の合計額	円		補正後の分割基準総数(市町村分)	人			
重加算税額	円	重加算税対象所得金額	円				
関係市町村事務所所在地	分割基準	関係市町村事務所所在地	分割基準	関係市町村事務所所在地	分割基準		
分割基準総数	人	13	人	26	人		
1	人	14	人	27	人		
2	人	15	人	28	人		
3	人	16	人	29	人		
4	人	17	人	30	人		
5	人	18	人	31	人		
6	人	19	人	32	人		
7	人	20	人	33	人		
8	人	21	人	34	人		
9	人	22	人	35	人		
10	人	23	人	36	人		
11	人	24	人	37	人		
12	人	25	人	38	人		
備考							

連絡先:

電話番号:
課税番号:

様式第71号から様式第75号の2までの様式中「㊟」を削る。


様式第75号の3中「㊟」及び「(男・女)」を削る。

様式第75号の4及び様式第75号の5中「印」を削る。

様式第77号及び様式第77号の2中「㊟」を削る。

様式第78号を次のように改める。

様式第78号

<div style="text-align: center;">  年 月 日 長あて </div>		届 出 者	処 理 項 目	整 理 簿 兼 簿 索 引	台 帳	受 付 No.
			住 所	電 話 ()		
(ふりがな) 氏 名		生 年 月 日	年 月 日生			
			個 人 番 号			
個 人 事 業 開 業 業 業 届 出 書 廃 業 休 業 変 更						
		新 (変更後)			旧 (変更前)	
事 業 所	所 在 地	電 話 ()			電 話 ()	
	商 号					
	事 業 種 目					
事 業 主	住 所	電 話 ()			電 話 ()	
	(ふりがな) 氏 名					
開 業、 廃 業、 休 業 又 は 変 更 年 月 日		休 業 予 定 期 間 年 月 日 (年 月 日 から) (年 月 日 まで)				
開 業、 廃 業、 休 業 又 は 変 更 の 理 由						
法 人 設 立	所 在 地				法 人 名	
	設 立 年 月 日	年 月 日 (既設・予定)			電 話	

- 備考 1 この届出書は、開業、廃業、休業、その他届け出た事項に変更を生じたとき、その日から1月以内に提出してください。
- 2 開業、廃業、休業又は変更の区分に応じ、該当するものを○で囲んでください。

様式第79号及び様式第79号の2中「長崎県知事」及び「印」を削り、「関与税理士署名押印」を「関与税理士署名」に改める。

様式第79号の3中「印」を削り、「関与税理士署名押印」を「関与税理士署名」に改める。

様式第79号の4中「印」を削る。

様式第80号から様式第82号までの様式中「㊟」を削る。

様式第86号中「㊟」を削り、同様式備考5(3)中「新耐震基準」を「耐震基準」に、同様式備考5(4)中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、同様式備考9中「当該価額に税率を乗じて得た額が」を「その部分の価額に基づいて附帯設備の取得者に不動産取得税を課すものとし、当該税額に相当する額が、申請者の」に改める。

様式第88号から様式第90号までの様式中「㊟」を削る。

様式第90号の2中「長崎県知事」を削り、

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印	生年月日 (設立年月日)	年 月 日	を
---------------------------------	-----------------	-------	---

氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) に改める。

様式第91号中「男・女」を削る。

様式第92号及び様式第94号中「㊟」を削る。

様式第96号及び様式第96号の2中「印」を削る。

様式第97号の2及び様式第98号の2中「印」を「㊟」に改める。

様式第99号中「㊟」を削る。

様式第100号及び様式第103号中「印」を削る。

様式第104号、様式第105号、様式第107号及び様式第108号中「㊟」を削る。

「銀行…「十八・親和・みずほ」の本支店、「長崎」の県内本支店、「三菱東京UFJ・北九州・福岡・佐賀・西日本シティ・肥後・佐賀共栄・三菱UFJ信託」の県内支店

商工組合中央金庫…県内支店

九州労働金庫…県内支店

農林中央金庫…県内支店

様式第140号中 信用金庫…「九州ひぜん」の本支店、及び「〒850-8799 株式会社 ゆうちょ銀行長崎店」を削る。

「たちばな」の本支店
信用組合…「長崎三菱・長崎県民・佐世保中央・福江」の本支店

長崎県信用漁業協同組合連合会

県内農業協同組合

県内漁業協同組合

ゆうちょ銀行・郵便局…九州内のゆうちょ銀行・郵便局（沖縄県を除く）

振興局（税務窓口）

様式第143号中「㊟」を削る。

様式第145号を次のように改める。

様式第145号

年 月 日

身体障害者等用構造変更自動車使用状況申出書

長崎県 長 あて

納税義務者 (申出者)	住所	
	氏名	電話
車いす使用者 (下記アの場合)	住所	
	氏名	電話

車いす移動車につき、自動車税種別割の減免を受けている自動車の使用状況等については、下記のとおりです。

記

減免を受けている自動車の現在の状況を記入してください。

自動車の状況	自動車の登録番号	長崎・佐世保 () -			
	自動車の構造	車いすの昇降装置	有・無	車いすの固定装置	有・無
自動車の利用状況	ア (特定の身体障害者等のために利用する自動車である) イ (不特定の者の利用に供する自動車である)				

次の質問について、 内のいずれかに○をつけてください。

質問1 上記自動車について、前回の申請(申出)から構造に変更はありませんか。

変更あり ・ 変更なし 「変更あり」の方は変更された理由を右欄に記入してください。	年 月 日から変更 変更理由 ()
--	--------------------------

質問2 また、自動車の利用状況においても変更はありませんか。

変更あり ・ 変更なし 「変更あり」の方は変更された理由を右欄に記入してください。	年 月 日から変更 変更理由 ()
--	--------------------------

(注) 原則、本申出書以外の添付書類は不要です。

ただし、申出書提出後、必要書類を求める場合がありますので、あらかじめご承知ください。

様式第146号、様式第157号及び様式第159号中「㊟」を削る。
 様式第160号中「印」を削る。
 様式第161号中「㊟」を削る。
 様式第162号中「印」を削る。
 様式第164号及び様式第165号中「㊟」を削る。
 様式第166号及び様式第167号中「印」を削る。
 様式第168号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の長崎県税条例施行規則に定める様式のうち、この規則による改正後の長崎県税条例施行規則(以下「新規則」という。)に定める様式に対応する様式については、新規則に規定する様式とみなして、当分の間使用することができる。

訓 令

長崎県訓令第2号

本 庁
振興局

長崎県税取扱規程(昭和47年長崎県訓令第18号)の一部を次のように改正する。
 令和3年3月31日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																				
<p>(督促状の発付に伴う取扱い)</p> <p>第59条 振興局長は、督促状を発付したときは、督促状と同時に作成された督促状発付一覧表及び督促状発付集計表を確認しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(滞納整理票)</p> <p>第60条 徴税吏員は、前条第1項の規定により督促状が発付された場合に、調定収納確認を行い、滞納整理票を作成する。</p> <p>(差押えを行った場合の処理)</p> <p>第67条 徴税吏員は、財産の差押えを行ったときは、差押調書に滞納整理票を添えて振興局長に報告し、かつ、差押整理簿に所要の事項を記載してその経過を明確にしておくなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表(第86条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">根拠条項</th> <th style="width: 30%;">様式名</th> <th style="width: 40%;">様式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>訓令第59号</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	根拠条項	様式名	様式番号	略			訓令第59号	略		削除		略	削除		略	削除		略	<p>(督促状の発付に伴う取扱い)</p> <p>第59条 振興局長は、督促状を発付したときは、督促状と同時に作成された滞納カード、督促状発付一覧表及び督促状発付集計表を確認しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(滞納カード)</p> <p>第60条 徴税吏員は、前条第1項の規定による滞納カードを受領した場合は、滞納者一覧表により管理し、滞納整理の経過を明確にしておくなければならない。</p> <p>2 徴税吏員は、滞納整理の過程において、滞納カードによる処理が困難であると認めるときは、滞納整理票を作成する。</p> <p>(差押えを行った場合の処理)</p> <p>第67条 徴税吏員は、財産の差押えを行ったときは、差押調書に滞納カード又は滞納整理票を添えて振興局長に報告し、かつ、差押整理簿に所要の事項を記載してその経過を明確にしておくなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表(第86条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">根拠条項</th> <th style="width: 30%;">様式名</th> <th style="width: 40%;">様式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>訓令第59号</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>削除</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>削除</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>滞納カード</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	根拠条項	様式名	様式番号	略			訓令第59号	略			削除	略		削除	略		滞納カード	略
根拠条項	様式名	様式番号																																			
略																																					
訓令第59号	略																																				
削除		略																																			
削除		略																																			
削除		略																																			
根拠条項	様式名	様式番号																																			
略																																					
訓令第59号	略																																				
	削除	略																																			
	削除	略																																			
	滞納カード	略																																			

削除	略		自動車税滞納カード	略
略		略		
訓令第60条	略	訓令第60条第2項	略	
略		略		

様式第43号の2中「氏名 (印)」を「氏名」に改める。

様式第49号から様式第54号までを次のように改める。

様式第49号から様式第54号まで 削除

様式第58号、様式第79号、様式第81号及び様式第83号中「(印)」を削る。

様式第85号から様式第87号までの様式中「氏名 (印)」を「氏名」に改める。

様式第94号及び様式第95号中「(印)」を削る。

様式第98号、様式第103号及び様式第104号中「氏名 (印)」を「氏名」に改める。

様式第106号中「(印)」を削る。

様式第107号中	差押財産占有調書謄本を受領しました。 立会人 () 氏名 (印)	を
	差押財産占有調書謄本（下記保管者あて）を受領しました。 年 月 日 () 氏名 (印)	

差押財産占有調書謄本を受領しました。 立会人 () 氏名	に改める。
差押財産占有調書謄本（下記保管者あて）を受領しました。 年 月 日 () 氏名	

様式第118号及び様式第132号中「(印)」を削る。

様式第135号中	参加差押財産引受調書謄本を受領しました。 立会人 () 氏名 (印)	を
	参加差押財産引受調書謄本（下記保管者あて）を受領しました。 年 月 日 氏名 (印)	

参加差押財産引受調書謄本を受領しました。 立会人 () 氏名	に改める。
参加差押財産引受調書謄本（下記保管者あて）を受領しました。 年 月 日 氏名	

様式第142号、様式第146号、様式第154号、様式第156号及び様式第158号中「(印)」を削る。

様式第161号中「氏名 (印)」を「氏名」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所